



事務連絡  
平成28年 5月 9日

事業者各位

松山市長 野志 克仁  
(廃棄物対策課扱い)

### 「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の送付について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

事業者の皆様には、日頃から松山市の廃棄物行政にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、事業所等から出る産業廃棄物の処理の際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が必須です。平成27年度中に紙のマニフェストを交付した場合は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を作成して、平成28年4月1日から6月30日までに提出する必要があります。同封の様式と記載例をご活用の上、下記の窓口にご提出ください。郵便・FAX・メールで送っていただいても結構です。(なお、すでに提出済みの場合は、行き違いにつきご容赦ください。)

松山市ホームページには、上記の様式や記載例とともに、事業系ごみの分別や廃棄物の処理に役立つ「事業者用ごみ分別はやわかり帳」、「事業系ごみ適正処理シリーズ」といったパンフレット等も掲載していますので、あわせてご参照ください。

その他ご不明な点等がございましたら、下記までご連絡ください。

(お問合せ先)

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市環境部廃棄物対策課

(事業所指導担当 岸本・柏木・井上彩)

T E L: 089-948-6959

F A X: 089-934-1928

E-mail: [sanpaikanrihyou@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:sanpaikanrihyou@city.matsuyama.ehime.jp)

H P: <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

松山市HPの画面右上の検索エンジンで、  
「廃棄物対策課」と検索すると、廃棄物対策課の  
ページが表示されます。